

平成21年6月第16回互理町議会定例会会議録(第2号)

○ 平成21年6月9日第16回互理町議会定例会は、互理町議会議事堂に招集された。

○ 応招議員(20名)

1 番	小野 一雄	2 番	熊澤 勇
3 番	鞠子 幸則	4 番	相澤 久美子
5 番	渡邊 健一	6 番	高野 孝一
7 番	宍戸 秀正	8 番	安藤 美重子
9 番	鈴木 高行	10番	平間 竹夫
11番	佐藤 アヤ	12番	佐藤 實
13番	山本 久人	14番	熊田 芳子
15番	安田 重行	16番	永浜 紀次
17番	高野 進	18番	島田 金一
19番	安細 隆之	20番	岩佐 信一

○ 不応招議員(0名)

○ 出席議員(20名) 応招議員に同じ

○ 欠席議員（ 0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 邦 男	副 町 長	齋 藤 貞
総務課長	森 忠 則	企画財政課長	佐 藤 仁 志
税務課長	日 下 初 夫	保健福祉課長	佐 藤 浄
町民生活課長	安 喰 和 子	産業観光課長	東 常太郎
わたり温泉鳥の海所長	作 間 行 雄	都市建設課長	古 積 敏 男
上下水道課長	清 野 博 文	会計管理者兼会計課長	齋 藤 良 一
農業委員会事務局長	東 常太郎	教育長	鈴 木 光 範
学務課長	遠 藤 敏 男	生涯学習課長	佐々木利久
代表監査委員	齋 藤 功		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	佐 藤 正 司	庶務班長	牛 坂 昌 浩
書記	佐 藤 義 行		

議事日程第2号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

午前 9時59分 開会

議長（岩佐信一君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

なお、暑い方は上着をはずしてください。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（岩佐信一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、3番 鞠子幸則議員、4番 相澤久美子議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（岩佐信一君） 日程第2、一般質問を行います。

通告者は、お手元に配付してあるとおりであります。順次発言を許します。

11番。佐藤アヤ議員、登壇。

〔11番 佐藤アヤ君 登壇〕

11番（佐藤アヤ君） 11番 佐藤アヤです。

私は2点について質問いたします。

第1点目、地上デジタル放送移行への対応についてであります。

地上デジタル放送へ完全移行となる2011年7月24日まで2年2カ月を切りました。国は、2008年7月地上デジタル放送への移行完了のためのアクションプラン2008をまとめています。その中で、具体的な取り組みの1番目に公共施設のデジタル化を挙げています。平成22年、2010年12月までにはすべての公共施設におけるデ

デジタル化改修が完了することを目標として取り組むとあります。町役場や公民館、町営住宅等の受信対策について町長の見解をお伺いいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） それでは、佐藤アヤ議員のご質問にお答えをいたします。

この地上デジタル放送につきましては、ご案内のとおり2001年、すなわち平成13年の電波法改正に伴いまして、並びに放送普及基本計画及び放送用周波数使用計画の変更により、国の政策として導入が決定された内容となっております。21世紀において、日本が世界で最先端の情報通信技術国家としての高度な情報通信基盤を構築することにより、国民一人一人が行動、情報通信技術のメリットを享受できるようにすることが必要と判断されたため、このように移行されたわけであります。

この地上デジタル放送を受信し、テレビを視聴するためには、放送電波を受信するアンテナと受信機、すなわちデジタル対応テレビもしくはチューナーが必要となります。チューナーそのものについては約1万円くらいかかると言われておるところでございます。

まずアンテナにつきましてですが、デジタル放送はUHF、13から62チャンネルの電波を使用して放送しますので、この電波を受信するためのUHFアンテナが必要となるわけでございます。ただし、本県におきましては既にUHFの電波を使った放送局、ちなみに32の東日本放送、34の宮城テレビがありますので、通常UHFアンテナが各世帯、各施設に既に設置されている状況下であり、基本的に改めてアンテナを設置する必要がないものと考えております。現に町内の町営住宅では、入居者がデジタルテレビを購入し、問題なく視聴できているとの報告も受けております。したがって、ほかの公共施設のアンテナにつきましては既存のものを利用することができるため、改修の必要は現在のところないものと思っております。

また、受信機、デジタル対応テレビもしくはチューナーについては、各施設にある既存のテレビの利用状況を勘案しながら、現場との調整を行い、その結果としてテレビそのものの買い換えがよいのか、既存のテレビにチューナーを接続した方法がよいのかを判断し、財政面を考慮しながら平成22年12月末までに計画的に整備を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

議長（岩佐信一君） 佐藤アヤ議員。

11番（佐藤アヤ君） 今町長がお話しされたように、デジタル放送のメリットとして高品質な画質や音質、また音声の速度を遅くしたり字幕や解説放送を充実できるなど、高齢者や障害者の方に優しい利用環境を提供でき、データ放送や通信回線の接続で双方向通信が可能となります。地上デジタル放送が本格化することによって、ワンセグなどの通信方法で町民にタイムリーできめ細やかな情報や災害時の避難勧告等重要な緊急情報を町民に伝達していくこともでき、将来は自宅にしながら医療や介護申請等の行政サービスを受けることができるなど、新たなサービスの提供が挙げられております。

本町の逼迫した財政状況の中で、今テレビが何台くらい町にはあって、何台くらいのチューナーが予定されているか、そしてまた費用はどれくらいかかるのか、もっと具体的に示していただきたいと思います。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 具体的な各施設のテレビの台数等については、担当であります企画財政課長から答弁いたさせます。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） ただいまのご質問ですが、町内の公共施設、学校、小学校、中学校、あと町の施設、あと児童福祉施設、全部を含めると、現在保有台数は189台になっております。そのうちデジタルテレビの導入については、189台中20台が実際に導入されております。これらのほとんどが、わたり温泉鳥の海の客室、事務所等に入っているものが、18台含んでいるということを申し添えておきます。以上です。

議長（岩佐信一君） 佐藤アヤ議員。

11番（佐藤アヤ君） じゃあ、これからが大体役場等、公民館等の設置に入るとは思いますけれども、これを22年の12月までに計画を立ててというお話でございますので、どうぞ役場がいろいろな部分で災害時、先ほども言いましたけれども重要な場所になるとは思いますので、しっかりとした対応をお願いしたいと思います。

次に移ります。2番目、文部科学省では学校教育における地上デジタルテレビ放送の効果的な活用方法を開発し、その普及促進を図るため、地上デジタルテレビ放送の教育活用促進事業を平成17年度より実施し、地上デジタル放送における高画

質、高音質、インターネットの連携などの特徴を生かした授業での効果的な活用について、モデル事業を行っています。本町の小中学校の現在の状況と、今後の取り組みについて、教育長にお伺いいたします。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（鈴木光範君） 現在の小中学校の状況と、今後の取り組みということでございますけれども、議員さんもお承知のとおり、平成23年7月にはアナログ放送からデジタル放送へと変更になります。それで、文部科学省におきましては、各学校等でのデジタル化対応と放送教育を推進する目的で、今おっしゃいましたけれども平成17年から3カ年計画でデジタル放送を教育に活用するため、技術的な取り組みやデジタル放送の特徴を活かした活用に関する調査研究を実施しております。

ここに、こういう報告書がございますけれども、この調査結果につきましては、デジタル放送は高画質、高音質な映像を視聴できることから、対象物に対する興味関心を高めることができ、学習への動機づけには大変効果があるようです。現在も、当町では各学校におきまして、テレビはもちろんのことパソコン、プロジェクター等を活用し、放送を各教科の指導に活用しておりますが、今後デジタル放送に切りかわることで今年度は各小中学校に新たにデジタル化対応のテレビや、それからブルーレイ等を各1台ずつ配置します。ブルーレイというのはビデオと考えればいいのかと思いますが、さらに来年度以降につきましてはブルーレイやスクリーン、それからプロジェクター等の追加配置を計画しており、設備を充実したいと思っております。

また、今後なお一層この研究成果等の検討も含め、放送教育を進めるように各学校に指示してまいりたいと考えているところです。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 佐藤アヤ議員。

11番（佐藤アヤ君） 文部省の方でスクールニューディール構想の推進という中で、デジタルテレビ学習環境整備事業があります。その学校情報通信技術環境整備事業費補助金交付要項の中に、事業費についてデジタルテレビ整備に要する経費が盛り込まれております。補助対象経費の2分の1以内とするとなっておりますが、学校環境の整備をしていくことは必要と考えますが、このスクールニューディール構想の計画を使つての事業なんでしょうか。もう一度ご答弁をお願いいたします。

す。

議 長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（鈴木光範君） 今年度につきましてはそこまで考えておりませんでしたけれども、来年度今ブルーレイとかそういうお話をしましたけれども、年次計画で今は全学校、町内で百幾らといたしましたけれども、学校だけを考えますと130台ほどのテレビが、各教室、特別教育、それから職員室等にあるようです。それで、それを全部というわけにもいきませんので、各階というか1階、2階、3階まであったときに、1階で幾ら、移動式をしながら、使うようにしていければいいなど、差し当たってはそのように考えております。30台ほど必要になるわけですがけれども、それも予算とか今の文部科学省の考えなどを含めながら検討していきたいと考えているところです。以上です。

議 長（岩佐信一君） 佐藤アヤ議員。

1 1 番（佐藤アヤ君） 学校1台ということで、今教育の中でテレビを活用した授業とか大分進んでいるとは思いますが、そういうときに移動しながらという話なんですけれども、なかなか現実は大変かななんて思いますけれども、何年のうちに学校のデジタル化が完了するという、そういう予定なのでしょうか。

議 長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（鈴木光範君） 23年7月にはデジタル化になるわけですがけれども、それまで一度にというわけにはいきませんので、21年度は予算化が各学校に1台ずつですがけれども、22年から5年くらいの計画できちんと整備できるようにしたいものだなと考えているところです。それも、今後の予算次第ということになりますけれども、そのくらいで考えております。

議 長（岩佐信一君） 佐藤アヤ議員。

1 1 番（佐藤アヤ君） 私は子供たちに、こういうデジタル化をすることによって、今の子供たちにしっかりとそういうデジタルとか、あといろいろな部分で新しい情報をキャッチできるような教育をしていくことはとても大事な事かなと思っております。そういう部分では、5年なんて言わないでなるべく早くに、子供たちも自分の家でもデジタル化になっておりますので、そういう部分では学校教育の中でもしっかりと取り組んでいただきたいと思います。そしてまた、各校に1台とおっしゃら

れましたけれども、どのようなテレビをお買いになるのでしょうか。小っちゃいのでしょうか、大きいのでしょうか。

議 長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（鈴木光範君） 具体的なことにつきましては、学務課長に答弁させます。

議 長（岩佐信一君） 学務課長。

学務課長（遠藤敏男君） 先ほどの質問でございますけれども、どのくらいのテレビかという事ですけれども、基本的には21年度で購入を考えているのが32型から37型くらい、このくらいを考えております。また、先ほど教育長が申しあげました移動式、これについてはできれば42型くらいのもを購入したい。そして、各階に1セットずつセットするという方向で、今のところ考えているところでございます。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 佐藤アヤ議員。

1 1 番（佐藤アヤ君） そうですね。42型でも、大体我が家の大きさの……。今大体各家庭で32とか大きいところは大分大きいのを持っていらっしゃる方いるみたいですが、そういう中で子供たちに目の負担とかも考えながら、あとその画面を通して何かいろいろな張ることによって黒板になるような、何かそういうことにも対応できるようなテレビを、ぜひ購入をするときに考えながらしていただきたいと思いません。

じゃあ、次の質問にいきます。

3 番目。テレビを楽しみにしている1人暮らしの方や高齢者の方が、急にテレビが見られなくなったということがないような取り組みが必要と考えます。今後、町として具体的な周知等について、町長の見解をお伺いいたします。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） ご案内のとおり2011年、すなわち平成23年7月までに、現在地上アナログ放送を視聴されている方々に円滑に地上デジタル放送に移行していただくためには、広報を利用し周知の徹底を図りたい。そして、町民皆さんの理解を醸成していくことが重要であると考えております。特に、高齢者の方々など情報が届きにくいの方々に対しては、わかりやすい周知方法をしてまいりたいと思っております。

こうした観点から、現在国では放送事業者や電気メーカー、あるいは販売店、公

共団体の関係者と連携をしながら、テレビコマーシャルを初めパンフレットの作成を配布するなど、さまざまな方法により周知方を実施しておるところでございます。また、平成21年3月には、宮城県域における地上デジタルテレビ放送への完全移行に向け、地域の実情を踏まえた推進体制の充実を図るために、宮城県地上デジタル放送推進会議を設置しておるところでございます。本町においても、地上デジタル放送に向けた準備を進めていただくために、町の広報紙への掲載はもちろん、既製のパンフレットなどを活用した回覧、特に一人暮らしの高齢者世帯にはやはり、民生委員のご協力を得ながら、パンフレットの配布を行うなど、きめ細かな対応を行い、周知徹底を図ってまいりたいと思っております。

また、テレビの地上デジタル化対応やアンテナ交換などを口実にした詐欺が、全国的に発生している事案もあるようでございますので、地上デジタル放送に向けた準備の周知とあわせまして、やはり詐欺事件にあわないように注意喚気も徹底してまいりたいと思っておるところでございます。以上です。

議長（岩佐信一君） 佐藤アヤ議員。

11番（佐藤アヤ君） 昨年9月のデータによりますと、アナログ放送が終了する時期についての認知度は75.3%ということがありました。本当に今町長にご答弁していただいたように、お年寄りの方や一人暮らしの方、情報の届きにくい方々に確実に届くように、民生委員の方にどうぞご協力をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、悪質商法についても今答弁をいただきましたけれども、どうでしょうかね、地域の家電小売店の皆さんに協力をしていただいて、例えば相談の窓口、何か広報とかでやっていますというような、そういう相談できる体制をつくることも必要だと考えておりますけれども、そういうことについてはどのようにお考えでしょうか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ただいまお話のとおり電気販売店、並びにご案内のとおりこれから生活相談員の業務も今まで週3回だったのを週5回ということで、予算化をしておるところでございます。特に、町の消費者生活相談員の充実、強化を図りながら、先ほど申し上げたとおりこのデジタル化に伴います周知と、やはり詐欺まがいの業

者に遭わないように、これらについても徹底的に行いたいと思っておるところでございます。

議長（岩佐信一君） 佐藤アヤ議員。

11番（佐藤アヤ君） じゃあ、次の質問に移ります。

がん検診の受診率向上について。(1)日本のがん検診受診率は先進国で最低です。年間およそ34万人、死因の3分の1ががんで亡くなっております。2007年、がん対策基本法が制定され、それに基づいた基本計画では2011年度までに健診率を50%以上とすることを目標としています。本町においてがん検診率を高めるための具体的な取り組みについて町長の見解を伺います。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） それでは、お答えいたします。

宮城県では、がんは昭和59年から死亡の第一位となっております。年々増加を続け、現在では死亡者数の3分の1に当たる6,000の方ががんで亡くなっておるところでございます。また、男性の2人に1人、女性の方は3人に1人ががんになると言われております。このようなことから、2007年に宮城県がん対策推進計画が策定され、がん対策のための充実強化を図っておるところでございます。

本町においては、特に平成19年度から肺がん検診について55歳、60歳、65歳の節目の年の方、すなわち平成21年度は節目以外でも40歳以上なら、これは全額負担で受診できるように対策を講じておるところでございます。これらの精度の高いコンピュータ断層撮影装置、すなわちCT検査を導入したり、さらには平成17年度より前立腺がん検診を導入するなど、がん対策に力を入れておるところでございます。現在これらの対策とあわせて、受診の必要性、早期発見早期治療が大切なことなど、あらゆる機会をとらえ、広報、ホームページ、及び各種の事業、そして転入者への呼びかけなど、普及啓発に努めておるところでございます。

また、多くの方に受診していただけるように、健診によっても違いますが、1週間前あるいは前日まで健診の追加申し込みを受け付けており、追加分だけで約30名から50名の方が受診をされておる状況であります。そのほかには、受診日の変更、託児等受けやすい体制をとりながら、あわせてがん検診受診の促進に向けた普及啓発に努めてまいりたいと思っておるところでございます。

議長（岩佐信一君） 佐藤アヤ議員。

11番（佐藤アヤ君） 亘理町では、大体がんの健診率は20%くらいかななんて、ちょっと資料で調べさせていただきましたけれども、本当に医療費の軽減を考えるとがんを早期発見して早期治療するということが最も大事なことなのかななんて思っております。

そういう中で、5月29日に成立した補正予算の中に女性特有のがん検診推進事業費が盛り込まれました。この事業は、市町村が実施するがん検診において特定の年齢に達した女性に対して、子宮頸がん及び乳がんに関する健診手帳等を送付し、女性特有のがん検診における受診促進を図るとともに、がんの早期発見と正しい健康意識普及及び啓発を図り、もって健康維持及び増進を図ることを目的として補正予算が組まれたわけですけれども、今回のこの子宮頸ガン20歳、25歳、30歳、35歳、40歳、それから乳がんの場合は40歳、45歳、50歳、55歳、60歳のその5年刻みの検診ですけれども、女性がん検診のこの無料クーポン券は、多くの女性に受けてもらうためのよい機会になると考えますが、本町においてこの事業に取り組むべきと私は考えておりますけれども、町長の見解をお伺いいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） まず、きょうも傍聴者が多いものですから、この各種がん検診の受診率並びに町の補助制度等について申し上げたいと思います。

まずもって、20年度の検診の率の内容でございますけれども、子宮がん検診、この対象者が5,747人、それに対しまして受診した方1,137人ということで、受診率が20%を切って19.8%であると。そして、大体このがん検診の経費は約7,000円ほどかかるんですけれども、個人負担が3,000円で町が4,014円から、人によりまして4,800円くらい町の方で補助している。

乳がん検診については、対象者が6,265人、そして受診者が1,266人。これについては受診率が20.2%。これについては、町補助金が2,725円から5,740円、自己負担については1,500円から3,500円という数字。胃がん検診、対象者が1万7,964人、そのうち受診した数が2,749人で、15.3%ということで、個人負担が2,500円で町の補助金が2,540円となっております。また、結核、肺がん検診については、対象者が1万5,729人、そして受診者数が3,348人、受診率が21.3%、個人負担が500円、

これについては40歳から64歳については500円、65歳以上は無料、そして町の補助金が1,186円。大腸がん検診、対象者が1万6,688人、受診者数が3,545人で、受診率が21.2%ということで、個人負担はこれは定額でございます700円、町の補助金が1,339円。そして、前立腺がん検診でございますけれども、対象者が5,599人、受診者数が1,079人、受診率が19.3%。これも個人負担は1,000円ということで限定し、町の補助金が2,100円ということで、先ほど佐藤議員さんからお話のとおりに、全体的にこの6事業の検診についてはトータルで20%台だということで、これについてはやはり町民の方々、この健康のための検診をぜひ推進を図ってまいりたいと思います。

あと、後段の分については担当課長の方からご説明を申し上げます。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 今のご質問の女性特有のがんの検診の件なんでございますけれども、先週の3日の日に県の方で1回目の会議がございました。そこに出席してまいりまして資料をいただいていたわけなんですけれども、集団検診になった場合、もう既に日程を組んでいるというふうなこともございまして、特に乳がん検診の場合の機械等を積んだ検診車、そちらの方の台数の関係で日程が調整つくのかとか、そういったいろいろな疑問あるいは質問が生まれて、後日質問書を県の方に提出しまして、それについての回答書を各市町村の方に出すというふうなことになってございます。

そういったことでそれを待って、また町におきましても対象者が何人くらいいるのかと、それから町の方の検診とちょっと年代がずれるものですので、その場合のシステムの方の変更が必要なのか。また、変更する場合についてはどのくらいお金が必要なのかと、そういったことを現在調査しておりまして、そういったことがまとも次第財政サイドの関係課とも協議しながら進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 佐藤アヤ議員。

11番（佐藤アヤ君） 今回、女性の無料クーポン券、私は画期的なことだと思います。子宮頸がんの部分については今若い人たちが、下の方の質問に移ってしまいますけれども、ふえているという状況の中で、今ぜひ町で5歳刻みのそういう無料のチャン

スというんですかね、私は機会をぜひ与えていただきたいと思います。そういう中で、がん検診に係る利便性ももっと向上しないと、検診率の向上にはつながらないと思います。例えば、土曜日とか休日とか夜間の実施とか、あと検診期間の範囲を広げての実施等の、そういうことも考えないとがん検診率の向上には私はつながらないと思いますけれども、そういう点は考えているのでしょうか。ご答弁お願いいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） この乳がん検診については、ご案内のとおり対がん協会と地元といったしましては岩沼の鈴木医療機関2件となっており、さらにはこれらについてはやはり県内全域で日程等も調整されておるわけでございます。これらについても、やはりこの検診する施設そのものについて、やはり県との調整も必要であるし、病院でもそういう乳がん検診を受ける機会を与えてもらうように、県に対しましてもこれからも要望しながら、さらには土日になりますとやはり検診率も上がると思います。それらについても、亘理町もこれから担当課長がほかの町村と調整をとりながら、できるだけ土曜、日曜に向けた検診日を考えてみたいと思っておるところでございます。

議長（岩佐信一君） 佐藤アヤ議員。

11番（佐藤アヤ君） なぜ検診に行かないのかというアンケートや意識調査の中に、女性のアンケート調査なんですけれども、「恥ずかしい」とか「怖い」とかあと「痛そう」とか「知らなかった」とかっていう、そういう実態があります。本当に、町内でなくてちょっと離れたところで検診を受けたいとか、あと「怖い」とかっていうのは皆さんからいろいろなことを聞いて「痛かった」とか何かそういうので怖がっているという部分があったりなんかしますので、ぜひ幅を広げて検診が受けられるような実施を、どうぞよろしく願いいたします。

続いて、2問目に移ります。

ことし、乳がん検診が都合により受診できなかった場合、翌年受診できるようにすべきと考えますが、町長の見解を伺います。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 本町でのこの乳がん検診については、国のがん予防重点健康教育及

びがん検診実施のための指針に基づき乳がん検診を実施しておるところでございます。国の指針では、対象者は40歳以上の女性を対象に2年に1回の検診となっておりますが、亘理町では罹患率が上昇傾向にあるため、30歳から40歳までの女性も対象として、実施回数も毎年の検診を実施しております。40歳以上の女性の場合は、指針どおり2年に1回の受診とし、子宮がん検診とあわせて年齢が偶数年に子宮がん、基数年に乳がん検診を受けられるように設定し、管理も同様に行っております。また、申し込み日が都合悪い場合は、約10日間実施している期間内であれば変更ができますし、申し込みを忘れても先ほどの第1点でも申し上げましたとおり、直前まで申し込みができますので、今申し上げたことなどからそれぞれの年での受診をしていただきたいと考えております。

これらの内容については、やはり町民の方々もまだまだ広報等を見る機会がないという場合もありますので、チラシ等を配布しながらやはり受診率の向上に向けて今後とも努力をしてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 佐藤アヤ議員。

11番（佐藤アヤ君） じゃあ、3番目に移ります。

最近20歳から30歳の若い女性に急増しているのが、子宮頸がんです。子宮頸がんは、自覚症状がないため発見がおくれ、国内では年間7,000人が発症し、2,400人を超す大切な命が失われています。若い世代からの子宮がん検診の受診向上へ、広報啓発などに積極的に取り組むことが重要と考えますが、町長の見解を伺います。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 現在、本町においては広報あるいはホームページにおいて、啓発普及に努めておるところでございます。検診方法としては、受診しやすいようにということで、個別方式そして集団方式をとり、時期をずらして実施し、20歳以上の偶数年齢の女性を対象として頸部がん検診を実施しております。平成20年度は20歳から30歳代の受診者は162名、全体では1,137名となっております、若い方が受診しておるようでございます。希望者が多ければ、検診車の数をふやすなど柔軟に対応できる体制をとれるよう、検診団体の了解をとっておるところでございます。

また、去年は亘理町社会福祉協議会と共催で、若くしてがんに罹患した女性をモデルにした映画を上映し、検診の普及啓発に努めておるところでございますが、今

後とも広報等を通じて積極的にこの受診率の向上に向けてまいりたいと思っておるところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 佐藤アヤ議員。

11番（佐藤アヤ君） 先ほどもお話ししましたが、20歳、25歳、30歳ですかね、こういう子宮頸がんの検診のときにぜひ町で無料クーポン券、今回補正予算で成立しましたそれをぜひ活用して、20歳になったら子宮頸がんの検診を受けましょうという、そういうことを訴えていただきたいと思います。子宮頸がんというのは子宮の入り口のところに出る、本当に検診の部分も簡単な検診で済むような話も聞いておりますので、そういうことに取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） この女性による頸がん検診、そのものについては職場では検診をやっていないので、やはり行政側で積極的に対応しなければならないと思っております。そういうことから、先ほどもお話しのとおり、勤め人は月曜日から金曜日ではなく、やはり土曜日、日曜日に検診車を導入してやるのが検診率の向上につながるのではなかろうかと思っておりますので、これらについてもやはり検診車を保有している施設と調整をとりながら、今後検討してまいりたいと思っておるところでございます。

議長（岩佐信一君） 佐藤アヤ議員。

11番（佐藤アヤ君） 先ほど町長もお話しになりましたけれども、日本人の2人に1人ががんにかかると、本当に国民病だと思っております。この東大の病院の中川恵一准教授の方が書いた「がんのひみつ」という本を読みましたが、日本人にとってがんを知ることは今とても大切です。がんになってからでは、平常心で戦略を立てることができません。義務教育、少なくとも中学校でがん教育をすべきだと考えています」というふうに書いてありましたけれども、義務教育、中学校のうちからがん早期発見、早期治療すると治るという、あと20歳になったら子宮頸がんとか、いろいろながんの検診の部分で私は教育が必要だと考えますが、教育長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（鈴木光範君） 何でも小さいうちというか、子供のときからいろいろ指導しておくことがとても大事だと思いますけれども、小学校の高学年から中学校にかけては保健体育という教科がありまして、その中でいろいろ健康維持、あと病気に対することなどを勉強しているわけなんですけれども、細かいところは見えていないのでわかりませんが、がんについても出てきているのではないかと思うんですが、教科書を持ってこないのではっきりしたことは言えませんが、一般的な病気に対するどのようにしたらいいかということなどは、指導していると思います。

それで、今ご質問のがんについてですけれども、どのようになっているのかというのをまず調べまして、そしてその後保健体育の時間でできる範囲内で指導するように各学校にお願いしたいなと思っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 佐藤アヤ議員。

11番（佐藤アヤ君） 本当に2人に1人って、顔を見合わせたら1人はがんになるという本当に3人のうちの1人はがんで亡くなるという、そういう今状況です。しっかりと町でがん検診に取り組むことが、医療費の軽減につながると訴えさせていただいて、質問を終わります。

議長（岩佐信一君） これをもって佐藤アヤ議員の質問を終結いたします。

次に、19番。安細隆之議員、登壇。

〔19番 安細隆之君 登壇〕

19番（安細隆之君） 19番安細でございます。

第4次総合発展計画に五つの基本施策があるわけでございます。一つは「町民と築く地域協働のまちづくり」、2番目に「安全で利便性の高い快適環境のまちづくり」、3番目に「安心して生涯を託せる保健福祉のまちづくり」、4番目に「心豊かにふれあう教育文化と交流のまちづくり」、5番目に「活力ある産業拠点のまちづくり」であります。

その中の一つに、今回質問します「町民と築く地域協働のまちづくり」について質問いたします。

ただいま五つの基本施策を申し上げましたが、いわゆる「地域協働のまちづくり」を推進するためにまちづくり基本条例を昨年4月に制定しました。町の憲法と言われるまちづくりの基本条例を町民の方々に理解されるために、どのような推

進を図ってきたのかお伺いします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 安細議員のご質問にお答えいたします。

本町では、ただいまお話しのとおり平成20年の4月、昨年4月でございますけれども、県内では初めてとなります亘理町まちづくり基本条例を制定しております。現在、その行動計画でもある亘理町協働のまちづくり計画とあわせて、第4次の亘理町総合発展計画の基本施策の一つであります「住民と築く地域協働のまちづくり」の推進のため、各種関連事業を行っておるところでございます。

亘理町まちづくり基本条例は、第4次亘理町総合発展計画で条例制定を掲げた主要な施策の一つでございます。まちづくりを進めるための基本的なルールを定めたものでありますので、町民一人一人が条例の内容を理解することは、大変重要であります。これからのまちづくりを進める上でも、また自治の充実を図るためにも、基本理念であるまちづくりの主体は町民を基本に町政運営を進めてまいったところでございます。

本町のまちづくり基本条例につきましては、昨年度マスコミを初め町外から関係者の視察や問い合わせが多数寄せられました。町内では、広報紙、ホームページへの掲載や区長会を初め各種団体への説明、さらにはまちづくり出前講座を活用し普及推進を図ってきたところでございます。

今後のまちづくり基本条例の普及推進につきましては、亘理町協働のまちづくり計画を基本に、着実に実施していきたいと考えております。そのためには、啓蒙啓発と意識改革のためのセミナーの開催や、情報を共有するために新たな項目を追加しながら講座内容の強化を図ったまちづくり出前講座や、広報広聴事業を通じて普及してまいりたいと思っております。また、現在設立に向け町民の方々と検討を進めておりますが、仮称ではございますけれども「まちづくり協議会」に関する意見交換会の場などでも、普及推進を図っていききたいと考えておるところでございます。

ちなみに、まちづくり出前講座33項目あるわけでございますけれども、現在まで開催件数は24件という数字になっております。特に、多い講座が「高齢期を元気に過ごすために」（地域包括支援センター）については7件、「賢い消費者になるた

めに」（町民生活課担当でございますけれども）5件、そして「我が家の防災対策」、これについては5件ということでございます。ちなみに、この出前講座ということで、保存版ということで33項目あるわけでございますけれども、これについては町内各家庭に全部配布しておるところでございます。そういうことから、きょう傍聴されておる逢隈地区の方々、あるいは区長会の方々、これらの事業を見ながら、ぜひ申し込みをいただきましたらその部署、まちづくりの問題・安全安心な暮らし、保健福祉、産業観光、教育・歴史・文化、税・行財政、そして議会ということで、大きな六つの分類に分けて33項目あるわけでございます。ぜひ、これらの出前講座についてもご利用願いたいと思っておるところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 安細隆之議員。

19番（安細隆之君） 今、町長からいわゆる推進のあり方について答弁があったわけでございますけれども、特に県内で初めてのまちづくりの基本条例についてつくったのは私自身もわかっていますけれども、ただその中でマスコミや一番関心ある部分についてはマスコミなりあるいは議会関係、もちろん行政側からもいっぱい問い合わせがあると思うんですが、ただ一般的には町民にしてみれば「まちづくり基本条例とは何ぞや」という部分があると思うんですね。ということは、実際に自分のものとしてとらえることがなかなか難しい部分だし、基本的にまちづくりについては行政側に今までゆだねている部分がかかなり多いものですから、なかなか自分のものとしてとらえることができない。

そういう意味では、今まで広報紙なりあるいは出前講座の部分で取り組んだと思いますが、ただ今の町長の答弁を見ますと出前講座の部分についてはそのテーマ、テーマの部分で確かに出前講座はやっていると思うし、あるいは広報紙もまちづくりの部分については載っていると思うんですが、先ほど言ったように町民一人一人から見ればなぜここで協働のまちづくりが必要なのかという部分が、そういうチラシの部分で町民に配られてもなかなか理解されないと思うんですが、その辺協働のまちづくりの必要性というのをやはり面と向かって具体的に説明されるのが私は一番と思うんですが、その辺どうお考えなのか伺います。

議長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） やはり、町、行政側からの町民に対する出前講座、こういう冊子だけでは十分ではないということも、十分わかっておるわけでございます。これをやはり、町民の立場に立った内容でこれからも進めていかなければならない。協働のまちづくりそのものについては、ご案内のとおり年々町の財政、国からの三位一体改革に伴います補助金、負担金、交付税等が減額になっておるということから、地域における各種のいろいろな事業についてはやはり地域の方々のお手伝いをいただきながら行政を進めなければならないということで、現在進めておるわけでございます。

そういう中で、この基本条例だけでなく、先ほど申し上げたように行動計画、実際の地元の方々、例えば逢隈であれば逢隈地域協議会といういろいろな組織体があるわけでございます。それらに向けまして、いろいろとこれから地域の方々とお話し合いをしながら、どの分野について町民の方々のお手伝いをちょうだいすることができるとということも、今後今行動計画作成中でございますので、それに基づきましてさらにこのまちづくり基本条例に基づく町民との協働のまちづくりということで、積極的に進めてまいりたいと思っておるところでございます。

議 長（岩佐信一君） 安細隆之議員。

19番（安細隆之君） 今、行動計画についてちょっと話が出たんですが、この部分については後の質問で、設立協議会の部分の中で議論をしていきたいなと思います。

まずこの基本条例の部分なんですが、町長も先ほど話出ましたように、町民の協力なりあるいは理解の部分がないと進めることが難しいというような話があったんですが、その内容、パンフレットなりあるいはチラシなりあるいは広報紙を使いながら、あるいはまた出前講座の部分でやっていると思うんですが、より具体的に進める方法というのか、その辺はどのように考えているんでしょうか。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） やはり、町からのお願いでなく、町民みずからが行動を起こせるような誘導策というか、町としてもさらにそれらについては検討課題かなと思っております。特に、各地区におきましてもいろいろの協議会があるわけでございます。特に、吉田では浜通りでは吉田東部期成同盟会、吉田の西部地区については吉田西コミュニティー推進協議会とか、あるいは荒浜ではこれは団体というか、荒浜

塾とか若い青年の方々、逢隈については生涯教育推進協議会、それに基づく内容等については花いっぱい運動等も展開されておるといことで、それらの団体ともやはりいろいろと協議を重ねながら、この協働のまちづくりといことで積極的にこの団体等ともお話しをしながら、実質の行動計画を作成しながら、協働のまちづくりを推進してまいりたいといことで、現時点で考えておるところでございます。

議長（岩佐信一君） 安細隆之議員。

19番（安細隆之君） 今、話は大体わかってきたんですが、いわゆる基本条例を制定してから1年たったわけでございますけれども、やはり一番肝心な部分は職員一人一人がこの協働に対する意識の向上を図らなければならないという考え方があると思うんですが、もちろん我々議員もそういう意味では同じようにこの基本条例については町民の方、議員もそれから町という三位一体の部分の中で取り組むわけですが、職員の意識に条例制定後どのような意識の変化があったか、とらえ方、町長としてご答弁お願いします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） いつでも、私は職員に対しては町民の立場に立った町政運営といことでお話をしておるわけでございます。特に、地域のいろいろな事業展開をした場合、すなわち地域の運動会については積極的に活用する。そして、7月4日に行われます亘理町一斉清掃活動については、全職員をぜひ地域地域に参画してもらいたいと、そういうことで各会合、運動会とかそれらについて積極的に参加する。そして、将来的には各地区から職員も張りついておりますので、それらが区長さんあるいは地域の方々との月1回あるいは2回くらい、どういう課題があるのかお聞きする方法まで積極的に進めてまいらなければならないのかなと思っておるところでございます。

議長（岩佐信一君） 安細隆之議員。

19番（安細隆之君） それでは、2番目の質問に入りたいと思います。

まちづくり協議会の設立準備はどれくらい進んでいるのか、またリーダーをどのように育てるのか、お伺いをいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） まちづくり協議会につきましては、平成20年の4月に策定いたしま

した互理町協働のまちづくり計画に基づきまして、昨年の4月より町民並びに各種団体の代表15名で構成するまちづくり推進委員会を設置し、昨年度は計5回本町の協働推進体制や役割などについて検討を行っておるところでございます。まちづくり協議会の設立に係るスケジュールにつきましては、今後各地区において段階的な立ち上げになるかと思いますが、先進事例などを参考に平成20年度から3カ年を準備移行期間と現在のところ考えております。20年だから、21年、22年末までに考えておるところでございます。

平成20年度は、まちづくり協議会の構成メンバーと想定されます町内会長や行政区長さん、各種団体長との意見交換会を2回、さらに町内5会場で開催し、まちづくり協議会の役割と区域などを説明し、それらについての意見を拝聴しながら、地域内の課題の把握をしたところでございます。また、庁舎内にもプロジェクトチームを設置しております。本年度から来年度においては、まちづくり協議会設立や地域別計画の策定を計画しております。そして、平成23年度以降においては地区別計画に基づいた町民が主体的に活動できる地域協働の取り組み、すなわち関連事業をスタートさせたいと考えております。

さらには、各種団体のリーダー育成につきましては、地域協働などを行う上で大変重要なことと考えております。意見交換会の出席者からも、リーダーやまとめ役となる人の固定化や人材育成の難しさも十分お聞きをしております。したがって、町といたしましては昨年11月財団法人宮城県地域振興センターのご協力をいただきながら、公募による町民並びに各種団体の方々、町職員を対象に約3カ月間かけまして、受講者37人、延べ人数にいたしまして163名の参加のもと、第1点目といたしましてまちづくりワークショップなどの体験、第2点目がまちづくり活動の企画検討、第3点目がこれからの地域協働のまちづくりに必要な考え方や基礎的な知識、手法などを学ぶための協働のまちづくりのリーダー人材育成講座を開催し、リーダー等の養成を行っておるところでございます。

受講者の感想カードなどを見ますと、大変有意義な講座ができたと思っておりますし、今後この受講者の方々が地域活動の中でよりよい実践をできるような体制強化を図ってまいりたいと考えております。今後、地域協働のまちづくりを進めていくため、地域の原動力となり得る人材育成講習会を開催する予定でありますし、そ

の対象者は各種団体も含めまちづくり協議会や各行政区から選出していただき、まちづくりの裾野を一步一步広げてまいりたいと考えておるところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 安細隆之議員。

19番（安細隆之君） 今までの協議会設立の部分の中で、町として取り組んできたいわゆる昨年度からのワークショップのあり方部分とか、あるいはもちろんそのワークショップにはいろいろな団体の部分から代表者が出ながら、地域地域の中でワークショップのあり方を体験することによってまちづくりの推進を図るんだということで、大変意義のある部分もあるのかなと思うんですが、それはそれとしましてこの協議会、今の段階でどのような数といいますか地区割りをしていくのか、協議会のあり方はどういう考え方で考えているのかお願いします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） この地区割りというか協議会のあり方、その部門部門でございますけれども、現在のところ五つの協議会という形をとってまいりたい。そのためには逢隈地区、亘理地区、荒浜地区、そして吉田地区については婦人会とかいろいろな関係で西部と東部と分かれておりますので、そういう5地区に編成をしてまいりたいと思っておるところでございます。

議長（岩佐信一君） 安細隆之議員。

19番（安細隆之君） 特にその協議会のメンバー、先ほど町長も各町内会長さんなりあるいは区長さんとか、あるいは各種団体の長さんの方だと思うし、あるいは今ある意味ではいろいろな団体活動なんかしていない部分についてはちょっと見落とす、メンバーに入る部分がいわゆる組織活動していない若い方々をどうするかという部分については、今ちょっと町長の話が出たように行政区の中で人選してもらおう部分もあるのかなと思うんですけれども。

ただ、その部分についてはなかなか行政区の中に入って、その団体の活動していない若い方についてはやはりどこの行政区でも同じだと思うんですが、親父さんとか年配の方々が、あるいは世帯主がほとんど行政区の中でメンバーとして活動しているわけですが、それに属しない若い方々をどうするかという部分が出てくると思うんですが、その辺については特に亘理の部分については、ましては宮城県

で初めての基本条例をつくった中では、やはり今までの団体だけのメンバーの構成だけでしても団体の活動自体も懸念される部分、逆に団体の中でのトップになる役員の方々にどれだけ理解してもらえるかの部分もあると思うんですが、その若い方々のメンバーをどうするかという部分と、それから団体の活動の中でどれだけ理解してもらえるかという部分があるかと思うんですが、その話し合いということなんですが、どのような形で話し合いを進めていく考えなのかお伺いします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） これらの内容については、区長会の総会並びにそういう内容で区長さんにもお話をしております。ただいま安細議員さんから言われたように、若い方ということは、基本的に私考えております。特に女性の方々のリーダーを基本に行ってもらえればということで考えております。と申しますのは、団体長例えば行政区長さんとか団体の方々も何年か後に交代するということになりますので、それよりもやはり30代あるいは40代前半の方々の若い方、特に女性の方々の参画を得ながら、そしてリーダーシップをとってもらいたい。やはり、一番わかるのは若い方あるいは女性の方々が地域の方々との交流が深まると思っております。女性の方々の交流というのは広く輪が広がると思っておりますので、若い人で女性の方々に協議会の中へ参画をしていただきたいと思っておるところでございます。

また、このまちづくり協議会そのものでございますけれども、やはり条例あるいは行動計画ができたからすぐ効果が上がるかという、それらについてはやはり時間をかけながら、そして地域の課題をお互いに話し合いをしながら進めてまいりたいと思っておるところでございます。

議長（岩佐信一君） 安細隆之議員。

19番（安細隆之君） ぜひ、その若い方々なり女性の部分も、年代層各網羅されるような人選をするようにお願いするところでございます。

それから、リーダーの育成についても、ワークショップなり昨年は11月から取り組んできたということなんですが、特に昨年は今年度になって各行政区の区長さん方も大分変わったという部分もあって、このワークショップを体験された区長さんなりあるいは組織、団体も大分変わったのかなと私思うんですが、その辺の人材育成についての研修といいますか、先ほどワークショップとか企画検討についてやり

ましたよということなのですが、特別に初めてそれは去年はやったんでなくて、あれは体験した部分だと私は思うんですね。もちろん、その体験も大事な研修なんですけれども、ほかの宮城県では初めての条例をつくったわけなんですけれども、条例なくてもそういうワークショップとかそういう体験をしながらまちづくりを進めている町村もあると思うんですが、その辺に対する研修といたしますか、リーダーの方々の研修は考えているのかどうか。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 町政懇談会については、毎年10月末に……。 （「まだ2番」の声あり） 2番か。

それらの今言われた内容でございますけれども、やはり今後区長さんあるいは今回は特に4月の改選時に全体の75の行政区の中で約4割ほど交代しているようでございます。それらの内容について、新しくなった方々に対しましても各地区の区長会におきまして月1回くらい会合があるということから、やはり担当であります企画財政課長が赴きまして、この協働のまちづくりさらには先ほどお示しした出前講座の内容等についてもご説明をし、ご理解をいただき、さらには先ほど申し上げたとおり地区からの選出方についても要請をしてみたいと思っておるところでございます。

議 長（岩佐信一君） 安細隆之議員。

19番（安細隆之君） 先ほどまちづくりの推進をするために、まちづくり推進委員会を設置されているという話があったわけなんですけれども、この部分は当初まちづくり基本条例をつくるメンバーとは違うんですか、これは。別に設置したということですか。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 別の分野でつくったということで、ご理解願いたいと思います。

議 長（岩佐信一君） 安細隆之議員。

19番（安細隆之君） 特に、このまちづくり推進委員の方々については、各地区に5カ所の協議会を立ち上げるということなんで、ぜひその各協議会の中でのリーダーの育成とあわせながら、協議会の推進委員の方々がお互い連携をとりながらやっぱり議論しながら、そして自分のものとしてその協議会を立ち上げ、あるいは事業で進め

ていくという部分の中で、積極的に対応できるように事業展開されるようお願いをいたします。

それから、今ちょっと答弁が出かけたんですが、3番目の町政懇談会、今各地区のいわゆる区長さん方が展開する要望、つまり各地元の要望の部分の中でまとめながら、各地区の中でこの町政懇談会という形式をとっているわけですが、まちづくりを進める中で今メンバーの中に区長さん方も入ることの中での町政懇談会の位置づけについてお伺いします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） それでは、お答えいたします。

町政懇談会については、議員の方々ご案内のとおり行政区の区長さん、そして副区長さんと毎年10月末を日程にしまして意見交換会をするということで、そして各行政区からの町に対する要望、提言等をいただいて、それをもとに町政に反映をしまいたいということで、各地区において開催しております。特に、その際に各種事業の実施状況をご説明することによりまして、町政に対する理解を深めていただいております。

ちなみに、平成20年度の町政懇談会の要望件数に若干触れさせていただきますと、これについては平成12年度からの数値ということでご理解をいただきたいと思っております。新規要望といたしましては、平成20年度57件、そして継続要望等については366件の、合わせて423件となっております。ちなみに、平成12年度からの要望完了件数362件となっております。

特に、この町政懇談会の各行政区長さんの要望ある件数については、やはり道路の改良工事、水路の工事、舗装等、これらが約7割程度になっております。そういう中でも、特に交通安全のカーブミラーを交差点に設置していただきたいという要望が昨年度多かったものですので、ことしの当初予算で約30件ほど、全要望箇所について亘理警察署と協議を重ねながら、現在カーブミラーの工事の発注を、どうしてもこの交差点部に設置できない場所あるいはすることによって安全確保ができないという件もありますので、今回は29件カーブミラーを発注させていただきます。そういうことから、やはり行政区長さんからの要望箇所については、町政に反映をしまいたいと思っております。

そういうことから、今後の町政懇談会はまちづくり協議会で地域課題の意見交換会や、地域別計画策定時において協議会の中で町と懇談できるようなシステムを考えていきたいと、これについても今年度も平成21年度について町政懇談会を実施するわけでございますけれども、その行政懇談会の際に区長さんともこのまちづくり協議会の中での位置づけということを説明を申し上げ、ご理解をいただきながら、行政区のそのものの懇談会でなく、やはりまちづくり協議会とのセッティングで地域地域によって課題を出していただきながら、それらの課題を町政に反映していく方向づけで、現時点で考えておるところでございます。

議長（岩佐信一君） 安細隆之議員。

19番（安細隆之君） それから、このまちづくり協議会の計画書をちょっと見ますと、このまちづくり協議会が成立した場合管理運営については地域活動の拠点と、先ほど町長さんもちょっと話していたんですが、地域活動拠点施設何々センターとかってというようなことになるようでございますけれども、今までの運営はもちろん公民館関係は町直営でございますし、その中で指定管理者制度による管理を計画されているというような文言があるわけですが、そのようなとらえ方で判断してよろしいのでしょうか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 先ほど来申し上げておるとおり、町の財政も国からの補助金、交付金がなかなか思うような財源が来ないということから、私はやはり指定管理者制度、そのものについて早く各公民館でなく体育館とか、それらの施設についてぜひお願いしたい。そのためにはNPO法人を立ち上げていただくとか、例えばそういう施設だけでなく保育所等あるいは児童館等の指定管理者、あるいは図書館、悠里館ですか、それらの施設についても指定管理者制度を導入してはいかがなものかということで、現在考えておるところでございます。そういう中で、やはりこのまちづくり協議会の中でそれらの内容についても協議をいただきたいと思っておるところでございます。

議長（岩佐信一君） 安細隆之議員。

19番（安細隆之君） じゃあ最後になりますけれども、いわゆる指定管理者制度に移行していきたいというような町の考え方のようでございますけれども、町としての機能

というのはここにある本庁機能だけというところからよろしいのでしょうか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 行政の機能は本庁だけでなく、現在3カ所あります支所、公民館そのものについては行政も携わるということで、やはり体育館とかそれらの内、あるいは保育所、児童館、悠里館的な内容については指定管理者、行政の今の本庁と逢隈、荒浜、吉田支所、公民館はやはり行政側は事務所を置くべきではなかろうかと思っておるところでございます。

19番（安細隆之君） 終わります。

議長（岩佐信一君） これをもって、安細隆之君の質問を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は11時30分といたします。休憩。

午前11時21分 休憩

午前11時29分 再開

議長（岩佐信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。

17番。高野 進議員、登壇。

〔17番 高野 進 君 登壇〕

17番（高野 進君） 17番、高野 進でございます。

三つ質問をいたします。

一つ目、食育推進計画についてであります。初めての方もいらっしゃるかと思いますが、それで若干いきさつを述べます。平成18年12月、約2年と半年前でございますが、定例会において提言をいたしました。栄養バランスの偏った食事や不規則な食事による肥満や生活習慣病の増加、子供に広がる食のゆがみなど、食に対する知識の低さが問題視されていることから、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることを目的に、当町において食育推進計画を策定されたいかがですか、提言をいたしました。町長は、「互理町食生活改善推進会議に諮り、できるだけ早い機会に食育推進計画を策定したい」と答弁、その後町長は平成20年度、昨年でございますけれども、互理町食育推進会議を設置したいと、こう述べられております。

それで、ここで食育推進計画策定の進捗状況をお伺いいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 高野議員にお答えいたします。

食育推進計画の策定については、14名の委員を委嘱いたしまして、会長には三浦クリニックの三浦俊治院長さんが会長職になりまして、平成20年10月から2回の推進会議を開催し素案を策定した後、素案を町内のホームページに掲載し広く意見を求めながら、それに基づきましてさらに2回の推進会議を開催し、本年の3月31日に策定を終了しております。これらの策定計画については、議員の方々にも11日の最終日に皆さんに策定した計画書を配付し、さらには町の広報あるいはホームページに掲載いたしたいと考えておるところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） 二つ目の質問に入ります。

各公民館や体育館等の公共施設のトイレ改善についてであります。トイレを快適に使用するために、各公民館等の公共施設の様式トイレをいわゆるウォシュレット様式といいますか温水洗浄便座、あるいは多目的便座仕様にしてはどうかということでございます。これは、提言でございます。

公共施設とは、私が挙げるのは生涯学習関係の、学校を除きますから九つの施設名を申し上げます。中央公民館、勤労青少年ホーム、農村環境改善センター、働く婦人の家、悠里館、佐藤記念体育館、荒浜体育館、吉田体育館、B&G海洋センター体育館、この九つの施設、28洋式トイレがございます。そのうちのウォシュレット対応は、3台でございます。残り25台は、いまだといいますか温水洗浄便座ではありません。これをぜひ、やられたらどうかということで、提言をいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ただいま、高野 進議員さんからお話しのとおり、本町の公共施設におけるウォシュレット機能がついている洋式トイレにつきましては、役場本庁舎関係で障害者用トイレを含め3カ所設置しておるところでございます。

次に、亘理町中央公民館等を初めとする社会教育施設5施設においては、勤労青少年ホームの障害者用トイレ1カ所であります。また、佐藤記念体育館を初めとする屋内体育施設5施設においては、昨年度において改修工事を実施した海洋センタ

一体育館の女性用トイレ1カ所であります。

高齢化社会を迎えたことや、障害者が地域において安全で安心して生活するためにも、公共施設のバリアフリー化を推進する中で、障害者用トイレ等を充実することは必要不可欠であると思っております。今後障害者用、いわゆる多目的トイレの改修を第一に考え、財政状況を勘案しながら、計画的にウォシュレット機能付トイレへの改修工事を実施してまいりたいと思っております。なお、平成21年度におきましては、亘理中央公民館2階に設置してある多目的トイレをウォシュレット機能付障害者用洋式トイレへ改修する予定としております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） 計画的にそういう仕様にしていくと、これは財政的な問題が多分にあるかと思えます。そこで私は思うのですが、今6月ですけれども、町長、副町長、特別職、我々議員、期末手当をカットしました。約100万円の経費が浮いたかと思えます。そこで、私は先ほど25台のトイレ、私の調べでは1基約5万円でございます。そうすると、25台ですと125万円、十分といいますかちょっと少ないんですが、その100万円ほどを充当すればすぐにでもできるのではないかと私は思いますが、いかがですか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 現在の洋式トイレをウォシュレットにするには、便座だけではだめなわけで、要するに水道管の配管の必要、そうするとその部分だけでなくやはり下からの機能も必要となることから、5万円ならすぐでもやりますけれども、やはり水道の配管の設置の問題、さらには台座も水が出なければウォシュレットになりませんので、その辺も十分対応しながら、できるだけ早い機会に公共施設のウォシュレット化に向けてまいりたい。

ただしホテルなど、あるいは県の施設などを見ますと、必ずしも五つのトイレがあっても全部ウォシュレットでなく、昔の和式のトイレ、どうしても便座に座ることがいやな方もおるようでございます。その辺のバランスをとりながら、今後各施設についていろいろと各担当の方と調整をしながら、急ぐ施設についてはできるだけ早く、来年度の予算に反映してまいりたいと思っております。

議長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） 前向きな返事をいただきまして、ありがとうございました。

三つ目の質問に入ります。企業（エム・セテック株式会社）誘致についてでございます。

まず、概略知らない方もいらっしゃるかと思いますので、若干申します。ケーヒンワタリと積水フィルムの南側に隣接する32.6ヘクタールの用地に、太陽光発電素材単結晶、シリコンウェハーを製造する会社の工場を建設する予定になっております。平成22年、来年でございますけれども、一部操業を開始、その後5年ほどで工場を増設するということ。総投資額約800億円程度、ちなみに同社の資本金は8,800万円でございます。

さて、ことしの2月12日臨時議会において、町長は本町への新工場進出は本町町民の雇用拡大と定住促進、地域社会の自立に大きく寄与するものと確信との行政報告がございました。広報わたり3月にも、同様記載されております。私も同感、歓迎をいたします。

そこで、同社工場誘致に際して、次の4点を質問いたします。

まず、農地所有者から土地を買い上げ、造成をして会社に売却するというのがホレミでございますが、1点目町として農地所有者、土地所有者への優遇措置の具体的項目がありましたならば、お伺いをいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ただいま、高野議員さんからお話しのとおり、きょうも傍聴者が多いわけでございますけれども、今言われました荒浜街道のケーヒンワタリ、そして積水包材の南側、鑑川排水路までの間約東西にして600メートル、南北にして500メートル、用地そのものについては約30ヘクタール、地権者が125名。そのほかに、同水路が入りまして、高野議員さんが言われたように全体的な面積としては32.6ヘクタールとなっております。これについては、いろいろと町民の地権者の方々のご理解、そして町民の方々、議員の方々のご理解をいただきながら、現在この企業誘致について積極的に、町としても企業を誘致することによって雇用の問題、地域の活性化、等々の波及効果があるということで、企業誘致をいたしたわけでございます。

そこで、質問にありました税に係る優遇措置についてでございますけれども、今

回の土地取得については一般の譲渡取得になりますと多大な税金、すなわち特別控除がなく取得費のみを差し引いた額に税率にいたしますと20%を掛けた額の税金がかかるということでございます。

町といたしましては、この事業が租税特別措置法という法律がございます。この34条の2による所得税の特別控除に該当するよう強く税務署等々へ要望しております。そういうことから現在、税務署とこの用地取得に係る協議中でございます。近々、税務署から回答をいただく予定となっており、要望どおりの回答をいただければ、1,500万円の特別控除が受けられることとなります。1,500万円の特別控除については、用地取得のため地権者との説明会の中でも、地権者の皆さまに説明をしておるところでございます。

2点目は、今回の工場団地については生産調整の対象として全筆、かい廃地としてカウントされております。税だけでなく、生産調整の中でもカウントされておるということでございます。

第3点目は、地権者の方々に代替地を希望される方が数名おりましたので、したがって企業誘致対策室の職員が代替地取得希望者の方々と打ち合わせを行い、希望者の意向を尊重しながら希望者の方々全員が代替地を取得できるよう交渉中でございます。

第4点目については、農業者年金を受給されている地権者の方について、用地買収の際に受給停止とならないよう現在農業委員会と調整しながら進めておるということで、地権者への優遇措置といたしましては4点あるということでご理解願いたいと思います。

議長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） 2点目に入ります。

誘致会社への優遇措置の具体的な項目、例えば固定資産税の減免とかということでございますが、会社と立地に関する協定書、第5条でございます。言いかえると、町及び県は会社と別途協議の上、前後しますけれども、優遇制度に基づいて覚書を締結するものとする。覚書が締結されない場合には、本協定は無効となる。前後しましたけれども、このように書いてございます。

そこで、再度先ほど申し上げましたけれども、誘致会社への優遇措置の具体的項

目、まだ協議中ならば協議中で結構ですが、具体的なテーマだけでもお伺いしたい
と思います。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 本町の現在における優遇措置については、昨年3月亶理町議会定
例会において議員の皆様方により可決いただきました、亶理町企業立地及び事業高
度化を重点的にすべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例に基づく当
該施設の用に供する家屋、もしくは構築物、またはこれらの敷地である土地に対し
て新たに固定資産税が課されることとなった年度以降3カ年度、当該固定資産税が
免除となる優遇制度が、今回の場合適用になると考えております。

また、宮城県が行う優遇措置として、二つございます。その一つは、ご案内のと
おり宮城企業立地奨励金制度でございます。この奨励金について、概要を申し上げ
ますと、工場が進出された場合、工場への投資規模区分、いわゆる投下固定資産額
による奨励金が、宮城県から企業に対して投下固定資産額の最大で1割、交付限度
額として最大で40億円まで企業側に交付されるとなっております。

第2点目は、優遇措置として県税の課税免除等がございます。これは、県内にお
いて設備の増設または新設を行った場合、法人事業税については対象設備に係る課
税標準額で算定した事業税を免除。そして不動産取得税、県固定資産税について
は、対象設備に係る課税標準額について、税率を通常の2分の1の率で課税される
ことになっております。

そこで、本町におきましては、現行の固定資産税の課税免除のほかに、現在本町
独自の奨励金制度について素案を検討中でございます。この奨励金制度の素案がま
とまり次第、議員の方々へ内容説明等を行いたいと思っております。その際、議員
各位のご意見をいただきながら、本町独自の奨励金制度を創設してまいりたいと思
っております。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） ところで、固定資産税の減免とかですが、法人町民税はいかがです
か。減免とか、対象は考えていませんか。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） そこで、現在検討している奨励金制度については、五つの項目を今

考えております。一つは企業立地促進奨励金、第2点目が企業立地雇用促進奨励金、第3点目が同じく企業立地用地取得助成金、4点目については緑化推進助成金、第5点目が上下水道金の助成金、さらには法人町民税、それらについても今検討中でございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） 3点目に入ります。会社への土地引き渡し、町当局が買うわけで、それで会社に造成して売却するわけですが、会社への土地引き渡しと代金決済はいつの時点で行うのか。実は、こういうことなんです。ことしの2月、臨時議会行政報告がございましたけれども、第1期分の面積10ヘクタールの造成分は来年の2月ころ引き渡す。残り、再来年の3月ころ引き渡すと、こういうふうに行政報告ではなっております。ところが立地協定締結式、ことしの1月30日ですけれども、の終了後の記者会見で、「土地の引き渡しは一括で行う、10ヘクタールではない」という。としますと、先ほどの行政報告、二分割で引き渡すというのとちょっと違うわけですが、単純にどちらが正しいのかをお伺いいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 現時点でのスケジュールについてお答えいたします。

この用地そのものについては、会社からのオーダーメイド方式による土地の取得ということで、まずもってご理解いただきたいと思っております。町といたしましては、昨年より国県と協議を重ねてまいりました農振農用地の除外手続きが今年の5月20日をもって除外手続きが完了し、次の法的手続きとして農地転用手続きを現在県と協議中であります。県からの農地転用許可が下りてから、地権者と町との間で用地売買契約を、現在のところ7月下旬か8月上旬にかけて予定をしております。その後、エム・セテック側で希望している第1期分の操業に必要な面積、すなわち工業団地の西側部分になりますが、10ヘクタールの造成工事を発注し、平成22年3月までに完了させた上、平成22年4月ころに第1期分10ヘクタールの引き渡しをしたいと考えております。

したがって、その手続時点で32.6ヘクタールの用地取得費と、10ヘクタールの造成費分を企業側にお支払いいただくことで協議を進めております。また、残り第2期分以降についての22.6ヘクタールの造成工事については、平成23年3月までに完

了予定で、平成23年3月ころに企業側に造成費をお支払いいただくことで、企業側と協議中でございます。

そういう中で、若干触れておきたいわけですが、125名の地権者の中に、相続が終了していない方がお二人ございます。それも、現在の方の3代前、要するに4代前になります。そういうことから、いろいろと各方面に点在しておることが130人ほど枝張りになっております。その手続あるいはその中にも行方不明というか、じいちゃんからお父さん、孫、曾孫の中での曾孫の方が相続権のある方でも行方不明の方があるということから、現在その方の札幌の方が住所地になっております。そういうことで、今札幌の家庭裁判所と調整中でございます。

そういうことで、何かあった場合には札幌まで町の職員が大変であるということから、きのうですけれども電話が入ったのが、仙台の家庭裁判所に送りまして、その手続の方法をやるということで、2件の方の相続問題でいろいろと苦慮しております。これについては、やはり町の方で手続をしてあげなければ、本人ではどうしてもできないので、それらについて今後進めてまいりたいということで、今申された内容についてもやはり県の協議、農業委員会、県の農業会議等との調整もありますので、若干のおくれる場合もあるということもご理解願いたいと思っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） 先ほど申し上げましたように、農家の方から町の方で土地を買い上げる。その買い上げる金は起債、いわゆる借金でございますが、総額13億1,690万円、13億1,700万円という形になると思います。

問題は、返済時期でございます。3月の予算審査特別委員会で、これは議会だより各家庭にも配布されてありますけれども、掲載されました。ちょっと読み上げます。「内陸工業用地等造成事業債、利子1.8%、9億1,690万円」、これは会社から町に収入があり次第に借りのを返す、一つ目。二つ目、「企業立地促進法関連産業集積促進事業債4億円」、22年度に会社から金が入り次第返す。通常なんです、会社から収入があり次第あるいはお金が入り次第返済するというのではなくて、本来ならば「いつ」とか「いつまでに」という期日を明記するのが通常かと思いますが、いかがですか。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 今、具体的な内容のお話があったわけでございますけれども、これらについてもやはり農振転用とか先ほど言った相続の問題、確実な月日を入れて後でおくれた場合どうなのかということで、少し弾力をつけた文章にさせていただいたわけでございます。これについても、若干用地買収と全体の32.6ヘクタール、そして10ヘクタールの造成地については、会社の意向では先日、先月ですか社長とも会った際にぜひ早めをお願いしたいという要請がございます。しかし、こちらはオーダーメイドでございますので、まずもって県、国からの13億円の起債の申請も終わっておりますし、ゴーサインも出ております。いつ借り入れしてもいい時期になっています。そういうことから、この用地買収をし、そして町のものになって会社に売り渡しするのが若干早まるのかなとも思っておるところでございます。

と申しますのは、相馬工場の施設が若干早まっているようでございます。それに基づきまして、相馬工場でつくった製品を亘理町にパネルの製造、組立工場ができますと、若干そこに幅があると困るということで、できるだけ早くお願いしたい。しかし、これらについては先ほど言った農振転用、先ほど言った6月末か7月上旬、そして相続等の関連もないうちに契約できないということから、それらについての日程的な誤差があるようでございます。これらについても、できるだけ早く起債の借り入れしても利子が取られますので、できるだけ利子のかからないような方法で考えていきたいと思っております。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） お金の返却時期についてでしたけれども、契約に際してはやはり期日の明示をされるよう申し述べて、4点目の質問に入ります。

会社の過去3年分の損益計算書、貸借対照表及び財産目録等の財務諸表を入手しているかどうかお伺いするわけですが、ことし3月の予算審査特別委員会での当局の返事は、「入手していない。当然、詳しい財務分析はしていない。経営上非常に悪いとは聞いていない。追って調べる」とご答弁されております。そういう意味で、損益計算書、貸借対照表、財産目録等入手しているかどうかをお伺いいたします。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） エム・セテック株式会社そのものの決算については、毎年9月期が決算となっております。そういうことから、平成18年度、平成19年度、平成20年度の過去3カ年の財務諸表、今言っている貸借対照表、損益計算書、財務諸表全体を含めて申し上げますけれども、これらについては持っております。ただし、この財務諸表については民間の調査会社による情報であり、企業側からの情報ではございません。したがって、内容の公表については企業の個人情報保護法の観点から、財務諸表の内容等については公表を差し控えさせていただきたいと思っております。

議 長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） 公表の是非については、私ちょっと納得はできないんですが、これはこのままにしておきます。

総投資額、当初申しあげました800億円、うち2割が1期分、160億円、資本金が8,800万円。いわゆる大きな相撲をとるという事業展開をするというか、すばらしい財務体質ではないかというふうに、私は今の話を聞いて感じました。ただまだ、見ていないとわかりません。

さて、時間ですね。冒頭、今回の企業誘致については私は賛意を示しているわけですけれども、宮城県条例改正、ことし1月1日に改正されました。環境影響評価でございます。環境アセスメント評価といういうことも言えますが。基準の面積が拡大されました。従来は20ヘクタール以上、これが50ヘクタール以上に、いわゆる環境浄化とか保全に対する姿勢がゆるくなったと判断するしかありません。工場を誘致しようとする現知事の「富県戦略」、富む県と書きますね。富県戦略の一環であろうと私は思います。

そこで鑑川、悠里館の東にサケがのぼってきている、去年。「さけ」って飲む酒じゃなくて、魚のサケね。それで、当局においてはこの20ヘクタール以上基準と同等の環境対策対応をされるよう、またこれを機会に土地売却農家への営農援助等にも配慮されるよう申し述べて、私の質問を終わります。

議 長（岩佐信一君） これをもって高野 進議員の質問を終結いたします。

この際、昼食のため暫時休憩をいたします。

再開は午後1時といたします。休憩。

午後 0時03分 休憩

午後 0時57分 再開

議長（岩佐信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。

3番。鞠子幸則議員、登壇。

〔3番 鞠子幸則君 登壇〕

3番（鞠子幸則君） 3番、鞠子幸則です。

私は、三つについて一般質問を行います。答弁よろしく申し上げます。

まず一つ目、新型インフルエンザ対策について3点質問いたします。

まず、第1点目。町としてこの間どういう取り組みを行ってきたのか、答弁お願いします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 本町としては、まずもって第1点といたしまして、亶理町地域防災計画に基づき、新聞報道等により国と県と同日の平成21年4月28日警戒本部を設置し、当分の間情報収集につとめることとし、県と連絡をとりながら状況の変化に応じて対応を変えていくことを決めております。

第2点として、新型インフルエンザの発生についてのチラシを、5月連休明けに全戸配布しております。その内容については、通常の季節性インフルエンザと同様の予防対策が有効であること、そして相談窓口の設置について各保健所等で窓口連絡すると。そして、第4点目が、新型インフルエンザに対するQ&A。

そして第3点目が、国県からの情報がわかるように、各種会議の参加及び土曜、日曜日も含め職員が交代でメールでの情報確認をいたしておるところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） わかりました。

2点目に移ります。亶理郡医師会と話し合ってはどうかです。答弁お願いいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 現在、宮城県が県医師会と話し合いを行っておるところでございます。

す。本町といたしましても、この秋からの季節性インフルエンザに向けて亶理郡医師会と話し合っていきたいと考えておるところでございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） いつごろ話し合う予定になっているんですか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 亶理郡医師会そのものについては、亶理町、山元町での組織体となっておりますので、医師会の事務局並びに会長と、そして山元町の担当と亶理町の担当等がお互いに日程調整等をしながら、できるだけ早めに医師会との話し合いを進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 発熱外来はここで言えば仙台市立病院なんですね、発熱外来はね。発熱外来だけではとてもとても新型インフルエンザが流行した場合対応できないんで、診療所を含めた医師会の協力はどうしても必要なんですね。ですから、医師会の事務局と調整しながら開いていただきたいということを述べておきます。

3 点目に移ります。国が今年2月に策定した新型インフルエンザ対策行動計画に基づき、町として行動計画を策定してはどうかであります。答弁お願いいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 本町といたしましては、亶理町地域防災計画に基づいて対応することとしておりますので、この中で新型インフルエンザ対策の行動がとれるよう、この秋からの季節性インフルエンザに向けて10月までに新型インフルエンザ対策行動指針を策定したいと思っておるところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） その行動指針には、流行段階5段階あるんですね。1段階が未発生期、第2段階が海外発生期、第3段階が国内発生早期、第4段階が感染拡大期・蔓延期・回復期、第5段階が小康期というふうになっております。この5段階に基づいて対策を講じるのが、まず第1点目。

第2点目は、今はブタで弱い弱毒性なんですけれども、強毒性と弱毒性に分けた指針をつくるのかどうか、その2点答弁お願いいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） この点についても、先ほどの第1点目で申し上げたとおり亶理郡医師会、そして山元町、亶理町、第1段階から第5段階があるわけでございますけれども、それらの内容についても国県の指導を受けながら、そういう方法で検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 2つ目に移る前に、一言だけ。この間保健所の統廃合、岩沼の保健所もそうだったんですけども、保健所の統廃合など地域の保健体制を壊し、医師や病院不足などを放置してきた国の責任は極めて重大であります。国は、必要な財政負担を行い、予測される規模に見合った体制を整備することが急務であると思えます。

二つ目に移ります。保育所の待機児童の解消についてでありますけれども、この保育所の待機児童については、昨年の9月議会で私取り上げました。1年もたたずにもう一度取り上げる、私にとって異例のことなんですけれども、これは後で述べますけれども、待機児童解消は緊急かつ切実な課題、亶理町にとっても緊急かつ切実な課題であります。ですから、取り上げました。3点お伺いいたします。

第1点目、2009年、ことしの4月1日現在の保育所、この保育所には逢隈保育園も含まれます、待機児童はどうなっているかであります。答弁お願いいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） それでは、2009年の4月1日現在の保育所の待機児童の状況については、現在32名となっております。

内訳について申し上げます。ゼロ歳児8名、1歳児5名、2歳児12名、3歳児2名、4歳児4名、5歳児1名となっております。昨年度同時期より4名の増となっております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） そうしますと、ゼロ歳児から2歳までの待機児童は、全体の78.12%、8割がゼロ歳から2歳だと。この層での待機児童が多いという傾向であります。県の調査によりますと、2009年4月1日現在の待機児童、県全体では1,131名、昨年の4月1日と比べて139人減っております。36市町村、これは仙台市

を含めますけれども、仙台市はちなみに全国一待機児童が多い自治体であります。36市町村で、増加しているのが12自治体、増減なしが10自治体、減少が16自治体であります。増加している自治体では、栗原市が47人。栗原市が47人ふえているのはこれは昨年度保育所に2人以上頼っている場合は2人目以降は保育料を無料にしたということで、待機児童が多くなっているということでありまして。富谷町が19人、大衡村が10人、そして名取、川崎、亶理、美里が4人というふうになっております。ですから、亶理町も待機児童は昨年に比べてふえていて、名取と同じになっているということでありまして。

それでお伺いしますけれども、待機児童が今の時点にいるんですけれども、待機児童がいればその要因は何か、答弁をお願いいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 2番目に入ってよろしい。まずもって、その要因ということでございますけれども、待機児童の要因については例年の傾向として見受けられるのが核家族化や女性の社会進出、そして共働き世帯の増加等に伴いまして町全体の児童数はふえておりませんが、保育を必要とする児童が増加していることが考えられます。また、昨年来の傾向として、経済不況により当初の育児休業の予定より早く就労する方や、さらには経済的理由により新たに勤めに出る方などの増加で、保育を必要とする児童の増加も、その要因と考えております。

そういう中で、亶理町の保育児童そのものについては、ほかの市町村よりふえておる。やはり、若い方が亶理町に住んでいる方が多いということと、そのほかに農家の方であってもやはりおじいちゃん、おばあちゃん等も農作業等によりましてどうしても保育にかけたいという、さらには3人、4人の子供がいればその中での内容で家族構成で行えると思っておりますけれども、1人あるいは2人となるとなかなかそこら辺の保育そのものについて、家族の中でできないというのも一つの原因かなと思っておりますのでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） ちなみに、ゼロ歳から2歳までの人口とゼロ歳から2歳までの待機児童について申し上げますけれども、2004年平成16年は人口が861人待機児童が30人。2005年が808人、待機児童が31人。2006年が813人、待機児童が14人。2007年が

787人、待機児童が18人。2008年が815人、待機児童が9人と。人口と待機児童は相関性はないということが、まず第1点目ですね。仙台市を除く待機児童で、大崎市が100人ですね。これは多い順ですけれども、富谷町が66人、名取市が89人、岩沼市が34人、亶理町が32人、川崎町が14人と、亶理町は待機児童が多い自治体になっております。

これについて、県の子育て支援室の見方として、「働く場があって、交通の便がよく、新興住宅がある地域が待機児童がおおい」と、これはそのとおりだと思いますね、この自治体を見ますと。ある意味では、都市としての潜在力があるというふうに思います。仕事の間があって交通の便がよくて新興住宅、都市としての潜在力があるという自治体だと思います。女性が仕事をし、社会進出すること、これは社会進歩にとって大きな貢献であります。問題は、それに見合った保育体制をどう整備するか、これが大事だと思います。

それを踏まえて、3点目お伺いしますけれども、待機児童をどう解消するのか、答弁お願いいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 待機児童の解消については、現在亶理町内には保育所、児童館等々があるわけでございます。ほかの市町村より、数あるいはそれらの施設入所数についてもおこなっているとは感じておりません。今県の発表によると、やはり働く場所あるいは交通の便がよろしい、そういうことで都市化がふえておる。特に、亶理町内の待機児童そのものについては、亶理地区と逢隈地区が多いのかなと思っております。

なお、具体的には、課長さん、何か資料ないんですか。そういうことで、今後これらの児童施設、現在吉田地区には吉田児童館、吉田保育所、荒浜にも荒浜保育所と児童館、亶理保育所、逢隈にも逢隈児童館と保育園という、各地区にそれぞれの施設があるわけでございます。そして、最大限この入所件数も、県の許認可を受けながら、ふやしておるわけでございます。

その解消する場合について、例えば亶理地区の方々が例えば吉田保育所にまだ空席があるという場合は、そちらになかなか交通の問題、勤めとの関係で交流というか、必ずしも亶理保育所なら亶理保育所、鹿島保育所なら鹿島保育所ということで

指定される場合もあることから、なかなか定員数に満たない施設もあるようでございます。そういう中での、これからの待機児童を解消するためには、今後総合的に検討しなければならないのかなと思っておるところでございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 亶理町では保育所の整備計画、年次計画に基づいて保育所の整備計画はつくっているんですか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） また、第4次の総合発展計画の中では、その位置づけはしていないと思っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 今後の待機児童の解消との関連で、亶理カトリック幼稚園と緊急雇用創出事業の中の低年齢児保育対象児童待機解消事業について、述べてください。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 現在のところ、亶理カトリック幼稚園が保育所になるということで、現在考えているという情報は持っております。それだけで果たして、カトリック幼稚園が保育所になっても全体的な解消になるかどうかわかりませんので、現在考えておるのは、第一線を退いた保育士の方々を活用していただきたいということで、NPO法人などをつくっていただきまして、特にゼロ歳児あるいは1歳児の小さい子供たちを保育するような体制づくりをしたい。第一線を退いたということの保育士というと、現在亶理町役場を退職された保育所の方々を、そういう組織体をつくって、特にゼロ歳児、1歳児、それらについてもOBというか、第一線を退いた保育士の方々にもお願いをしてみたい。そうして、この待機児童の解消に努めたいということで考えております。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 亶理カトリック幼稚園、現在定員は何人で、保育所に移行した場合何人になるんですか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 保健福祉課長、資料ありますから、その中でお答えします。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 定数と正式な数字ではございませんが、現在30名弱の児童がおりまして、聞いている計画の中では保育所に移行した場合60名の定員を予定しているというふうに聞いております。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 幼児園、幼稚園は3歳、4歳、5歳。ゼロ歳から2歳は幼稚園では預かっていないということで、仮に定員が60人になると、30人ですからゼロ歳から2歳までの25人は解消するんですけれども。ただし、すべてが互理カトリックに行くわけでないですからね。だから、緊急雇用創出事業として低年齢児保育対象児童待機児童解消事業を行うと思うんですけれども、これは何年と何年で、事業費は幾らで、何人の方を雇うつもりなんですか。

議 長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 詳細につきましては、現在保育所長並びに主任保育士等々で現在協議している最中でございます。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 現在調整していると言われても、発表しているはずなんですよ。企画財政課長でもよろしいので、答弁お願いいたします。

議 長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） 今の質問でございますが、資料ちょっと持っていませんけれども、緊急雇用対策事業では、22年度と23年度の2年間ということで事業計画を組んでいるところでございます。人数については、ちょっと今のところございませんので、ご理解いただきたいと思っております。

議 長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 保育所を退職された方がNPO法人をつくるということは、保育士の資格を持っている方が行うというふうに理解してよろしいですか。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 先ほどから、それを要請をしておるということです。町の施策の一つとして、第一線を退いた保育士の方々に、低年齢、先ほど言ったゼロ歳児、1歳児をターゲットにしたNPO法人に向けてぜひお願いしたいということで要請はしておりますけれども、どのようになるか、これについてはぜひお願いしたいと思っ

ております。これについても、担当保健課長にも指示をしておるところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） ゼロ歳児、1歳児、2歳児の保育を行う場合、やっぱり資格を持っている方、これは最低の条件だと思います。同時に、1人当たりの賃金を見ますと、年間で200万円なんですね、約200万円なんですよ。かなり低いんですね。それでいいのかどうか。しかも、今答弁されましたけれども、22年と23年のいわゆる一時的な話なんですね。そういう対策をとること自体は否定しませんが、同時に亶理町の場合は平成18年度に吉田保育所の増築として定員を30人ふやしました。また、平成19年度には鹿島保育所の定員を20人ふやしました。こういう、待機児童を解消するために吉田保育所のゼロ歳児から2歳児までを預かるために増改築したと。鹿島保育所の定員も90人から110人にしたと、こういう経過があるんですね。ですから、緊急措置は措置としながらも、定員をふやすとかそういう対策がどうしても必要ではないかと思えますけれども、その点はいかがですか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 先ほど企画財政課長が申し上げた緊急雇用対策は2年でありましてけれども、やはり待機児童を解消するためには2年後はやはり一般財源等を活用しながら、NPO法人等に対する補助というか、指定管理者制度等を踏まえて継続的に実施してまいりたいと思っております。

と申しますのは、現在亶理町役場職員で保育士の方々が退職年齢に達しておりますので、その方々を活用し、そして退職してもご案内のとおり65歳まで年金ももらえないので、それらを金額的には年間1人の保育士を雇うことに200万円くらいかかる、それらを活用しながら待機児童の解消に努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 今指定管理者制度の話がでましたけれども、児童福祉法第24条ですね、これは自治体でどういう義務づけをされていますか。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 児童福祉法24条につきましては、入所条件を満たしている児

童の保護者から申し込みがあったときには、それらの児童を保育所において保育しなければならないというふうな規定でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 今答弁されたとおり、児童福祉法24条には保護者から保育に欠けている児童を保育してほしいという場合は、自治体はそれは保育しなくちゃだめな義務があるということなんですね。ですから、自治体が保育を行う義務がある。それで、指定管理者制度に移行したとしても、自治体の責任は免れないんですね。ですから、私はやっぱり基本的には自治体が、今の法制度上は待機児童を解消する責任があるというふうに思いますね。そういう意味では、やっぱりいろいろな制度上の問題はあっても、定員をふやすとかそういうことがどうしても必要だということをお述べておきます。

3番目に移る前に、なぜ自治体が保育している整備ができないというか、要するに困難に陥っているかという点、その原因は1986年にこれまで国の保育運営費の国庫負担率が10分の8だったやつが10分の5になったというのがまず第1点目。三位一体改革で保育所の施設整備費や運営費が国庫補助金から一般財源化されたということで、財政の厳しい自治体は保育所の整備をしたくてもできないという、こういう大きな仕組みになっている、これが大きな問題だと思います。

それを述べて、三つ目に移ります。農業の振興について。町独自に新規就農者が農機や施設を導入する場合に、経費を助成してはどうかであります。答弁お願いいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） この件については、平成10年度に制度資金を活用して異種、他種の職業、産業から施設園芸経営を目指して新規就農された方がおりましたが、平成10年度に新規作物の生産技術の問題、やはり技術の未熟さや新規販売ルートの開拓など、解決すべき問題も多く、平成13年度には資金を繰上償還して離農、農家から離れたという実態がございます。

現在、本町の新規就農状況は、平成19年度3名、平成20年度4名であり、他種の産業から新たに就農した方はおらず、すべて農業後継者であるということです。また、これらの新たに就農した農業後継者の世帯は、町で認めております認定農業者

世帯であることから、新規就農にかかる直接的な助成措置は行っていないところ
であります。

しかし、新規就農者に限らず認定農業者等に対しては、町並びに農業団体、県が
行う新規就農者相談や経営相談の中で、経営規模の拡大や農業機械の更新等による
経営の合理化等を図るために、無利子の就農支援資金制度の活用や低利の資金の貸
しつけ、及び利子補給制度を活用し、担い手となる青年農業者の支援を行っており
ます。

なお、今国会において成立した平成21年度補正予算において、新規就農定着促進
事業として、農業機械や施設の購入費を助成する対策が盛り込まれており、これら
を十分に活用しながら新規就農者、農業後継者の支援を行うとともに、町独自の支
援策も現在検討しておるところでございます。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 2009年の補正予算に盛り込まれた新規就農者の助成制度を活用する
ことを検討したいというふうに述べましたけれども、それに関連して亶理町では担
い手育成協議会というのはあるんですか。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 私の知っている範囲では、認定農業者の協議会はありますけれど
も、今議員さんは何て。（「担い手育成協議会」の声あり）担い手育成協議会、ち
よっと、担当課長。

毎年認定農業者の協議会には毎年参加されておりました、先日2週間ほど前にも
総会が開催されておるところでございます。

議 長（岩佐信一君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） 今のところは、ないと思っております。

議 長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） なぜ聞いたかという、さっき2009年での補正予算の事業を活用す
る場合は、担い手育成協議会などで育成計画に基づいて事業を行う方々に助成金、
施設とか農機の半分、限度額400万円を助成するという事なんで、検討する場合
はこの協議会が必要ではないかということでお伺いいたしました。

2点目に移ります。町独自に、麦や大豆への転作により一層の奨励金拡大と、米

粉用米や飼料用米の栽培に助成してはどうかであります。答弁お願いいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） まずもって、麦につきましては過去に本町で取り組みましたが、やはり排水不良等の要因で収穫が上がらず、取り組みを休んでおるという状況でございます。しかし、近年の逢隈東部、逢隈西部のは場整備での農地の乾田化に伴い、今年の秋に麦の試験ほ場を設置し、その生育状況や収量等を確認して、今後の推進を図りたいと考えており、その推進にあわせて町独自の助成も検討したいと考えております。

また大豆につきましては、現在国の政策に上乘せする形で、団地化や共同作業を実施し、「実益性のある生産調整」とあわせて、「良質大豆の出荷」を推進するために、町独自の助成を行っております。なお、助成の拡大につきましては、今後の政策内容を踏まえて、関係機関と継続性や作付け拡大の方向性を協議しながら、助成内容等の拡充を検討したいと考えております。

また、米粉用米や飼料用米につきましては、亘理町には全体の6割以上の水田が麦や大豆の作付けに不向きな湿田であり、「実益性のある生産調整」と「水田の有効活用」を推進するに当たり、有効な手段になると考えております。

今年度から、試験的にはありますが国の新規政策の「水田等有効活用対策」を活用し、町内においても米粉用米や飼料用米が作付けされております。しかし、米粉用米や飼料用米の普及拡大には、解決しなければならない課題もあります。

米粉用米では、今後の消費の動向や米粉を必要とするものの開拓が課題となります。また、飼料用米では「主食用米との異品種混入」や「出荷体制の整備」等の解決しなければならない問題点も多々あるということでございます。

これらの課題を関係機関と協議しながら、国の今後の政策内容を踏まえて、作付け拡大を図るとともに、助成制度を検討してまいりたいと思っております。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 大豆と米粉用米の、現在の助成制度、面積当たり、10アール当たりでよろしいので、どうなっているのかまず述べていただきます。

議長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 産業観光課長に答弁いたさせます。

議 長（岩佐信一君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） まず一つなんですけれども、大豆につきまして、新興作物の助成ということで、これは産地確立交付金、国の方からもらえるお金を充当して今やっているんですけれども、一反当たり2万3,000円でございます。あと、担い手加算助成といたしまして、大豆団地4ヘクタール以上8ヘクタール未満に対しましては3万2,000円でございます。あと、8ヘクタール以上につきましては3万7,000円でございます。また、町の補助としまして4ヘクタール以上の大豆団地に対しまして1反当たり3,000円の補助を出しております。以上でございます。

（「米粉用米は」の声あり）

米粉用米につきましては、今のところ加工用米ということで、1俵当たり1,600円でございます。

議 長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） ちょっと町長も述べられましたけれども、2009年度補正予算に盛り込まれている水田フル活用対策事業、ここで麦、大豆及び米粉用米、飼料用米への助成がどういうふうに拡大されんですか。

議 長（岩佐信一君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） 先ほど町長が答弁した水田等有効活用促進交付金、これは21年度から新たな交付金でございますが、飼料用米等につきましては5万5,000円でございます。大豆につきましては、5万5,200円でございます。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） これも、国の施策も踏まえながら、先ほど大豆については町独自に4ヘクタール以上10アール当たり3,000円ですかを町独自に上積みして助成しているということなんで、国の制度も活用しながら、米粉用米、飼料用米についても町独自に助成をする必要があるということを述べて、3点目に移ります。

町の農業委員会で、農地法改正について建議をしたことがあるのか、また農地法改正案が成立した場合、町の農業にどう影響するのか、答弁をお願いいたします。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 農業委員会は町から独立した機関でありますので、町長が答える立場にはありませんが、農業委員会事務局に確認したところでは、農地法改正案につきましては現在国会において審議中でありますので、本町農業委員会では建議はしておりませんが、農地法改正案を提案する段階における説明会や全国農業会議等に改正案に対する意見や要望をしておるということでございます。

なお、農地法改正後において営農上不都合が生じた場合においては、建議が必要であれば検討してまいりたいとのことであります。

また、農地法の改正案が成立すれば、町の農業にどう影響するかの質問ですが、今回の改正で制度の基本を今までと変わらして、土地の所有から利用者に再構築することにより、企業等の賃借権による農地の有効活用が期待されますが、しかし企業の場合利益が生じないと判断した場合撤退すると思われれます。その後における農地利用について、耕作放棄地になるのではないかと懸念をいたすものでございます。

さらに、農地面積の減少を抑制するため農地転用規制の厳格化をする予定があります。これまで、公共事業において農地転用は転用許可そのものについては不用であったわけですが、改正後においては許可対象になるということで、公共事業等々の用地買収については今まで転用の許可不用だったのが、これからの改正によって皆許可対象になるということでございます。

今後の国県の公共事業において、不要な時間を要すると思われる、時間的にも。どうしても公共事業でやりたい場合であっても、許認可制度が出てきますと思ったような事業展開ができなくなるということが考えられます。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 町の農業委員会として、農地法改正について建議は行っていなかったという答弁ですけれども、農業委員会等に関する法律の第6条の3項です、これにどういう規定がされていますか。

町 長（齋藤邦男君） 農業委員会局長に答弁させます。

議 長（岩佐信一君） 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（東 常太郎君） 第6条が所掌事務ということで、第3項なんですけれども「農業委員会は第2項に規定する事務を行うほか、その区域内の農業及び農

民に関する事項について意見を公表し、他の行政等に建議という意見を申し立てる。また、その諮問に応じて答申することができる」と。意見を尋ねられたならば、それを答申することができる」と書いてあります。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 農地法の改正は、戦後の農政にとって大きな転換となると思います。ちなみに、戦前は既成地主制度があって、その弊害として戦後農地改革が行われました。それに基づいて、農地法の第1条では「農地はその耕作する人、耕作者みずからが所有することが最も適切である」というふうに述べております。農村に住んで耕作する人が農地の取得や利用することが原則と、これが今までの農地法の規定であります。

これを今度農地法の改正では、先ほど町長も述べられましたけれども、農地の利用権や貸借についての規制撤廃、規制緩和、そして農業生産法人の要件の見直し、株式会社の参入を認めるということと、小作地所有制度や標準小作制度の廃止と、今までの農地法の規定から大きく転換する。町の農業にとっても深刻な影響を及ぼす、しかも5月28日東京で行われた全国の農業委員会の会長の全国大会では、この農地法の改正が行われれば産廃業者が違法転用すると、その防止のための農業委員会の体制を整備しなくちゃだめだという決議も上げております。私は、この農地法が改正されれば亘理の農業にとって本当に深刻な影響が及ぶと思いますけれども、その点について町長はどうお考えですか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ただいまの鞠子議員さんからの農地法の大転換の改正、そのものについては私も、亘理町は基幹産業が農業という位置づけからいたしますと、この農地法の改正そのものについては農業委員会の分野でございますけれども、町長の立場といたしましてもやはり所有者から利用者に移るということは、やはり農地法の第1章にあるとおりの内容で進めるべきだと思っておるところでございます。これらについても、やはりこれから農業委員会あるいは農業会議の中、さらには市町村長会議の中でも話題になるのではなかろうかと思っております。その際には、ぜひ改正内容そのものを踏まえまして、そういう農業を衰退させるような改正ではいかげんものかと申し上げたいと思っておるところでございます。以上でございます。

3 番（鞠子幸則君） 終わります。

議 長（岩佐信一君） これをもって鞠子幸則議員の質問を終結いたします。

お諮りいたします。本日の一般質問は通告4番までとし、通告5番からの一般質問はあす行うこととし、本日の会議はこれで延会いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、残りの一般質問は、あす午前10時から継続することにいたしました。

本日はこれで延会いたします。

ご苦労さまでした。

午後1時47分 延会

上記会議の経過は、事務局長 佐藤正司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 岩佐信一

署名議員 鞠子幸則

署名議員 相澤久美子